

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新潟地域振興局において縦覧に供する。

平成24年7月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日  
平成24年6月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人脳神経外科手術機器センター
- 3 代表者の氏名  
小林 茂昭
- 4 主たる事務所の所在地  
五泉市赤海 3631 番 14
- 5 定款に記載された目的

この法人は、杉田虔一郎氏（以下 杉田氏）の開発された脳神経外科の医療技術の普及と啓発により地域社会における医療福祉に寄与することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類  
保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(職務) 第13条 <u>理事全員</u> は、この法人を代表する。また、 <u>理事長</u> は、この法人の業務を総理する。 2～5 (略)	(職務) 第13条 <u>理事長</u> は、この法人を代表し、その業務を 総理する。 2～5 (略)